

平成13年11月5日

年金週間等の実施について

1. 概要

毎年11月6日（いいろうご）から12日までの1週間を「年金週間」と定め、平成3年度より集中的に広報を実施してきたところである。

今年度は、特に年金制度に対する関心の低い若年層にスポットを当て、インターネット等により、国民年金制度の利点や考え方を分かり易く伝え、若年層の年金制度に対する関心を高めることを目標としている。

2. 広報媒体

（1）年金週間の期間中実施するもの

①ポスター

・掲出先 → 全国主要駅（660駅）、全市区町村の窓口及び社会保険事務所の窓口等

②雑誌

・掲載誌 → 若年層を対象とした求人雑誌やエリア情報誌等（33誌）

③ラジオ

・ラジオCMの放送

④若者と語る公的年金シンポジウム

・11月11日（日）13：30～ 滋賀県草津市（10月19日発表済）

（2）年金週間以降引き続き実施するもの

①インターネット

・ホームページの新設 → 国民年金制度の利点を分かり易く解説
(アドレス「<http://www.nenkin.go.jp>」)

②リーフレット（世代別にPRの重点を変えて、4種類作成）

・設置先 → 市町村の窓口及び社会保険事務所の窓口等

③年金まんが本（「COMIC年金」（仮題））

・市町村及び社会保険事務所等における広報に活用

知っていますか、年金のこと？

- 国民年金は、国が責任を持って運営する安心の制度です。
- 老後や障害など、生涯にわたり受け取れる終身保障です。
- ケガや病気で障害が残った場合も、年金が受け取れます。

國民年金

国民年金への加入と保険料納付は法律で義務づけられています。

<http://www.nenkin.go.jp>

「いいまが良けりや、
いいんだよ」

40年後、
収入ゼロでも
おなじセリフが
言えますか？



明日のあなたを考えて…
年金はあなたが主人公です。 11月6日～12日は年金週間

厚生労働省・社会保険庁・地方社会保険事務局・社会保険事務所

「老後なんて、 そんとき 考えるつてば」

40年後、
収入ゼロでも
おなじセリフが
言えますか？



知っていますか、年金のこと？

- 国民年金は、国が責任を持って運営する安心の制度です。
- 老後や障害など、生涯にわたり受け取れる終身保障です。
- ケガや病気で障害が残った場合も、年金が受け取れます。

國民年金

国民年金への加入と保険料納付は法律で義務づけられています。

<http://www.nenkin.go.jp>

明日のあなたを考えて…
年金はあなたが主人公です。 11月6日～12日は年金週間

厚生労働省・社会保険庁・地方社会保険事務局・社会保険事務所